

育児・介護休業規程 新旧対照表

改正後（新条文）	改正前（旧条文）
<p>(介護短時間勤務等) 第 19 条 (略)</p> <p style="color: red;"><u>第 9 章 柔軟な働き方を実現するための措置</u></p> <p style="color: red;"><u>(柔軟な働き方を実現するための措置)</u></p> <p style="color: red;"><u>第 20 条 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日々雇用される者を除く。）は、柔軟な働き方を実現するための措置について申し出ことにより、次のいずれか 1 つの措置を選択して利用することができる。</u></p> <p style="color: red;"><u>（1）始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ</u> <u>就業規則第 18 条第 2 項の始業・終業時刻の前後 2 時間、30 分単位までの時差出勤、または、早出・遅出の勤務時間のみの出勤とする。</u></p> <p style="color: red;"><u>（2）養育両立支援休暇</u> <u>年次有給休暇、子の看護等休暇とは別に、1 年度につき 10 日を限度として取得することができる。この場合の 1 年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。</u></p> <p style="color: red;"><u>（3）短時間勤務</u> <u>第 18 条育児短時間勤務)（第 1 項を除く。）の規定を準用する。</u></p> <p style="color: red;"><u>2 前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの申出は拒むことができる。</u></p> <p style="color: red;"><u>（1）雇入れ後 1 年未満の職員</u></p> <p style="color: red;"><u>（2）1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員</u></p>	<p>(介護短時間勤務等) 第 19 条 (略)</p> <p style="color: red;">(条文挿入)</p>

改正後（新条文）	改正前（旧条文）
<p>3 第1項に定める申出をしようとする職員は、書面（様式19）又は法人が指定した方法（電子申請システム等）により申し出なければならない。申し出がされたときは、法人は速やかに申出者に対し、選択した内容や期間等について書面（様式20）又は電子媒体等により通知する。</p>	<p>（条文挿入）</p>
<p>第10章 休業等の期間中の待遇 (賃金等の取扱い)</p> <p>第21条 基本給その他の月毎に支払われる賃金の取扱いは次の各号に規定するとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子の看護等休暇及び養育両立支援休暇の日又は時間…就業しなかった時間につき、無給とする。</p> <p>（以降条文を繰下げる）</p>	<p>第9章 休業等の期間中の待遇 (賃金等の取扱い)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(2) 子の看護等休暇の日又は時間…就業しなかった時間につき、無給とする。</p>
<p>令和7年10月1日改正 (柔軟な働き方を実現するための措置)</p>	